

# 企業会計基準公開草案第80号 「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等 の概要

2024年1月

企業会計基準委員会

- 1. 公表の経緯**
- 2. コメントの募集**
- 3. 本公開草案の適用範囲**
- 4. 開発にあたっての基本的な方針**
- 5. 中間財務諸表の範囲等**
- 6. 中間財務諸表の作成基準**
- 7. 適用時期**
- 8. 他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱い**
- 9. 今後の基準開発の方向性**

本資料は、本公開草案を理解していただくために、概要を記載しており、説明を簡略化しております。詳細は、本公開草案をご参照ください。  
また、本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません。  
本資料の無断転載は禁止されています。

## 以下合わせて「本公開草案」

- ◆ 企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案」）
- ◆ 企業会計基準適用指針公開草案第82号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案」）



## 以下合わせて「四半期会計基準等」

- ◆ 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」）
- ◆ 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」）

## 以下合わせて「中間作成基準等」

- ◆ 中間連結財務諸表作成基準及び中間連結財務諸表作成基準注解
- ◆ 中間財務諸表作成基準及び中間財務諸表作成基準注解



### 以下合わせて「財規等の改正案」

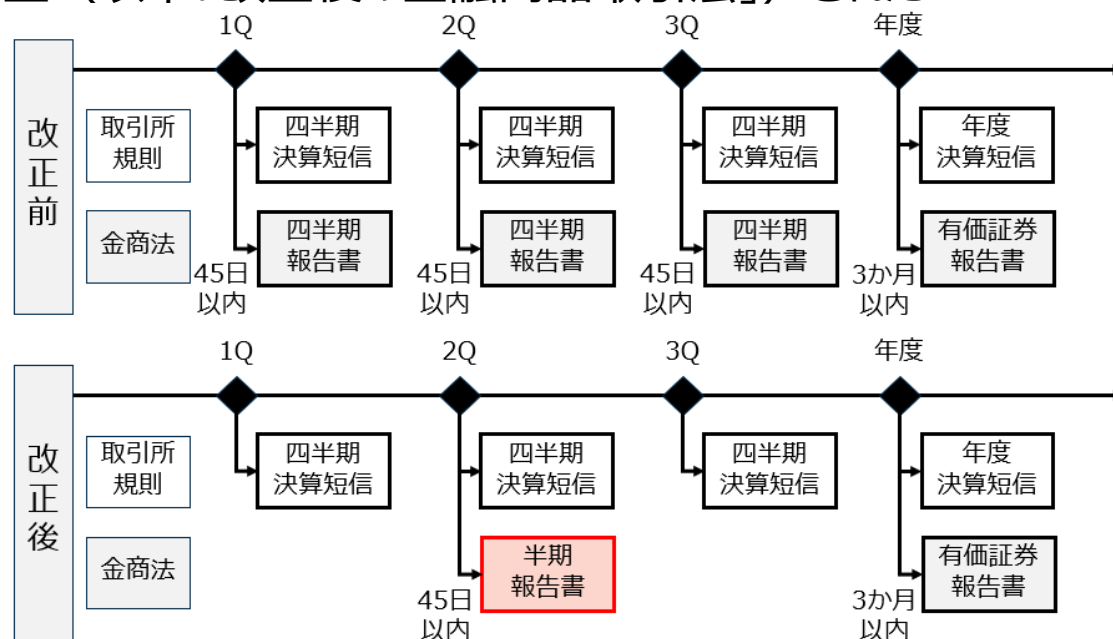
-  2023年12月8日に金融庁から公表された令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等のうち、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）
-  2023年12月8日に金融庁から公表された令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等のうち、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）



# 1. 公表の経緯

# 1. 公表の経緯

- 
 2022年12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「ディスクロージャーWG報告」）において、上場企業について金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すること及び第2四半期報告書を半期報告書として提出することが示された
- 
 上記に沿って2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）が成立し、これにより金融商品取引法（昭和23年法律第25号）が改正（以下「改正後の金融商品取引法」）された



金融庁の「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」（2023年3月）を参考に発表者が作成



## 2. コメントの募集

## 2. コメントの募集


- 🌸 コメント期限：2024年1月19日（金）
- 🌸 コメントの宛先（電子メール）：[chukan\\_2023ed@asb-j.jp](mailto:chukan_2023ed@asb-j.jp)
- 🌸 本公開草案を公表しているホームページ：  
[https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/exposure\\_draft/y2023/2023-1215.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-1215.html)

- 🌸 質問項目は次のとおり

質問項目	
質問1	本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する質問
質問2	今後の基準開発の方向性に関する質問
質問3	その他

- 🌸 四半期開示制度の見直しに関する特設サイト：  
<https://www.asb.or.jp/jp/info/206330.html>





### 3. 本公開草案の適用範囲

### 3. 本公開草案の適用範囲①

- ❁ 本公開草案では、改正後の金融商品取引法に従い、新たに中間財務諸表を作成する企業に適用することを提案しているため、次の会社が半期報告制度に基づき作成する中間財務諸表に適用する（**本公開草案の適用対象となる中間財務諸表は、2023年12月8日に金融庁から公表された財規等の改正案における第一種中間財務諸表が該当**すると考えられる）
  - ◆ 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号に掲げる上場会社等
  - ◆ 金融商品取引法第24条の5第1項ただし書きにより、同項の表の第1号に掲げる上場会社等と同様の半期報告書を提出する第3号に掲げる非上場会社
- ❁ 特定事業会社（銀行法、保険業法及び信用金庫法の特定の条項で定める業務に係る事業を行う会社）及び改正後の金融商品取引法第24条の5第1項ただし書きを適用しない非上場会社が作成する中間財務諸表については、従前どおり中間作成基準等が適用される

### 3. 本公開草案の適用範囲②

改正後の金融商品取引法において中間会計期間に求められる提出書類と適用される会計基準等の関係は次のとおりである

	金商法上の区分		金商法上の報告書	報告書に含まれる財務諸表	適用される会計基準等
改正前	上場会社等及び任意で上場会社等と同様の報告書を提出する非上場会社	特定事業会社を除く	四半期報告書	四半期財務諸表	四半期会計基準等
		特定事業会社	四半期報告書	中間財務諸表	中間作成基準等
	上記以外の非上場会社		半期報告書		



	金商法上の区分		金商法上の報告書	報告書に含まれる財務諸表	適用される会計基準等
改正後	上場会社等及び任意で上場会社等と同様の報告書を提出する非上場会社	特定事業会社を除く	半期報告書	第一種 中間財務諸表	本公開草案
		特定事業会社	半期報告書	第二種 中間財務諸表	中間作成基準等
	上記以外の非上場会社		半期報告書		



## 4. 開発にあたっての基本的な方針

## 4. 開発にあたっての基本的な方針

### 本公開草案が適用される中間財務諸表を含む半期報告書制度の概要

- (1) 半期報告書では**中間会計期間（6か月間）**を1つの会計期間とした中間財務諸表を作成
- (2) 従前の四半期報告書と同様に、中間会計期間終了後、**45日以内の政令で定める期間内に提出**
- (3) 財規等の改正案は、ディスクロージャーWG報告（「上場企業の半期報告書については、現行と同様、**第2四半期報告書と同程度の記載内容とする**」）に基づき作成



### 開発にあたっての基本的な方針

上記（1）を前提に、**期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）**とする中間財務諸表に係る会計処理を定める



上記（3）を前提に、中間財務諸表の記載内容が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容となるように、**基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐ**

**四半期会計基準等**に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合と、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とした場合とで**差異が生じる可能性がある項目については、企業の実務負担が生じないよう従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定める**




## 5. 中間財務諸表の範囲等

## 5. 中間財務諸表の範囲等

- 
 本公開草案の適用対象となる中間財務諸表の範囲及び開示対象期間については、当該中間財務諸表が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容を基本とするとされたことを踏まえ、**四半期会計基準の考え方を踏襲**
- 
 四半期会計基準においては、期首からの累計期間（累計期間）の開示を基本としつつ、四半期会計期間（3か月間）を任意で開示する場合の取扱いも定められていたが、中間財務諸表では中間会計期間（6か月間）が1つの会計期間となるため、中間会計期間の取扱いのみを定めている

	四半期会計基準		会計基準案
損益計算書及び キャッシュ・フロー計算 書の開示対象期間	原則	期首からの累計期間	期首から6か月間
	できる 規定	期首からの累計期間 四半期会計期間（3か月間）	



## 6. 中間財務諸表の作成基準



# 6. 中間財務諸表の作成基準

## 6-1. 本公開草案で個別に検討したもの①

基本的には四半期会計基準等の会計処理に関する定めを引き継いでいるが、中間財務諸表において期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とすることに伴い差異が生じる可能性がある次の項目について個別に取扱いを検討

個別に検討した項目	本公開草案での取扱い
原価差異の繰延処理	➤ 中間財務諸表作成基準では認められていないが、 <b>四半期会計基準の取扱いを踏襲して原価差異の繰延処理を認める</b>
子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日	➤ 改正後の金融商品取引法においては、四半期報告書制度の廃止により四半期決算日も廃止されるが、 <b>みなし取得日の決算日等には従前の四半期決算日も含まれるよう中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日を含むとした</b>
有価証券の減損処理に係る中間切放し法	➤ <b>期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とする中間切放し法及び中間洗替え法を選択適用することができる</b>
棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法	➤ 四半期切放し法と中間切放し法では会計処理の結果が異なるため、 <b>四半期切放し法が継続して適用可能となる経過措置を設ける</b>
一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理	➤ 四半期適用指針で認められていた前四半期の決算において算定した基準等を使用できるとする取扱いは、改正後の金融商品取引法において四半期決算が廃止されるため適切でないと考えられるが、 <b>従来の四半期での実務が継続して適用可能となる経過措置を設ける</b>
未実現損益の消去における簡便的な会計処理	

## 6. 中間財務諸表の作成基準

### 6-1. 本公開草案で個別に検討したもの②

- ❖ (参考) 有価証券の減損処理に係る従来の四半期切放し法と本公開草案の中間切放し法


#### ◆ 前提

- ❖ 会社は3月決算会社
- ❖ 市場価格のある関連会社株式Aの時価の推移は次のとおり
- ❖ 前期末の関連会社株式Aの帳簿価額は100円
- ❖ 6月末及び9月末のいずれの時点においても、時価が回復する見込みがあるとは認められない

	3月末	6月末	9月末
関連会社株式Aの市場価格	100円	20円	30円

# 6. 中間財務諸表の作成基準

## 6-1. 本公開草案で個別に検討したもの③

 (参考) 有価証券の減損処理に係る従来の四半期切放し法と本公開草案の中間切放し法

 会計処理

	四半期適用指針の四半期切放し法*1				中間切放し法			
6月末仕訳	有価証券評価損	80円*2	有価証券	80円	仕訳なし			
9月末仕訳	仕訳なし				有価証券評価損	70円*3	有価証券	70円

\*1 適用指針案第62項の経過措置では、従来の四半期切放し法と同様の会計処理が認められている

\*2 100円-20円=80円

\*3 100円-30円=70円

	3月末	6月末	9月末
関連会社株式Aの市場価格	100円	20円	30円
帳簿価額の推移			
従来の四半期切放し法	100円	20円	20円
中間切放し法	100円	100円	30円

## 6. 中間財務諸表の作成基準

### 6-2. 四半期会計基準等の定め及び考え方を引き継いだもの

- 本公開草案は、個別に検討したものを除き、中間財務諸表の作成にあたって必要な会計処理及び開示について、基本的に四半期会計基準等の定め及び考え方を引き継ぎ、四半期会計期間等の用語を中間会計期間等に置き換える

四半期会計基準等		本公開草案	
四半期会計基準	➡	会計基準案	四半期会計基準の定めは、用語の置き換えにより、会計基準案において引き継ぐ
四半期適用指針	➡	適用指針案	四半期適用指針の定めは、用語の置き換えにより、適用指針案において引き継ぐ

- ただし、四半期会計基準第19項（3）のように、同一年度に複数の四半期決算が存在し得るため設けられたと考えられる定めについては、本公開草案では引き継がない

19. （略）

（3）当年度の第2四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、（2）又は（4-2）の記載に加え、第2四半期以降に変更した理由

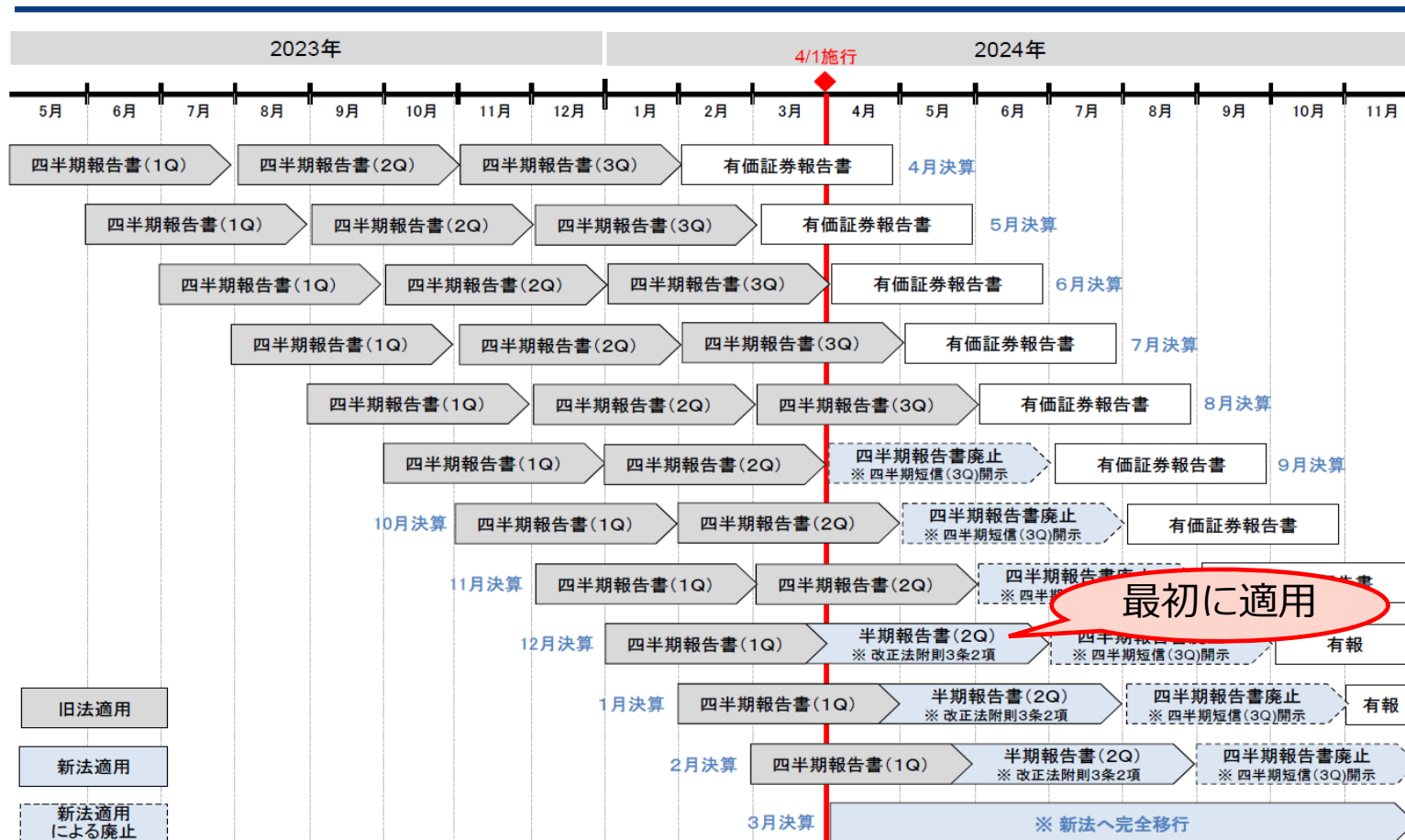


## 7. 適用時期

# 7. 適用時期①

本公開草案の適用時期は、改正後の金融商品取引法の適用時期と同様

## [参考] 適用時期 ②(四半期報告書提出会社)

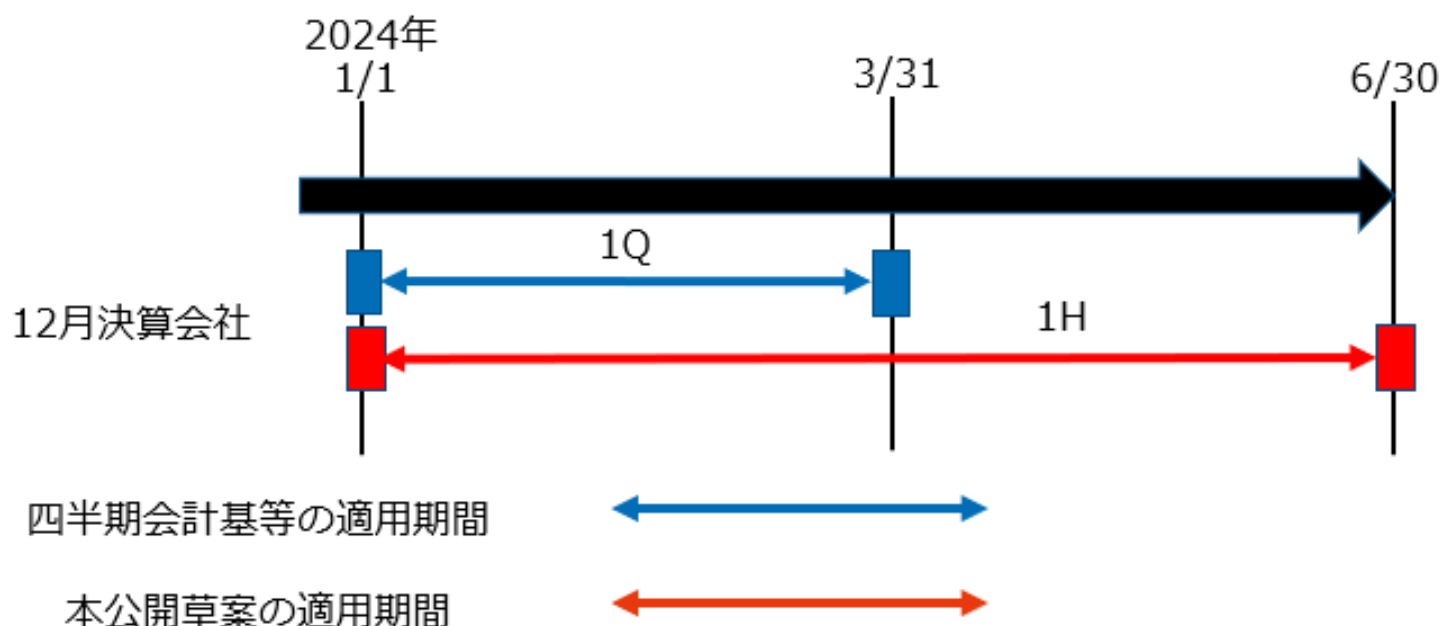



企業会計審議会監査部会（第55回）の事務局資料より抜粋（コメントは発表者が追加）

## 7. 適用時期②

前頁の図表のとおり、本公開草案が最初に適用されるのは、改正前の金融商品取引法に基づき第1四半期の四半期報告書を提出する12月決算会社

- ◆ 第1四半期（2024年1月1日から2024年3月31日）に係る四半期報告書に含まれる四半期財務諸表については四半期会計基準等を適用
- ◆ 中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日）に係る半期報告書に含まれる中間財務諸表については本公開草案を適用






## 8. 他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱い




## 8. 他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱い

- 本公開草案は、基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐこととしており、本公開草案が適用される中間財務諸表においては、これまでに公表された会計基準等における四半期財務諸表に関する会計処理及び開示の定め（本公開草案が定めている会計処理及び開示は除く）も引き継ぐことが考えられる
- **他の会計基準等における四半期財務諸表に関する定めを**、本公開草案の適用対象となる中間財務諸表に適用できるように、「四半期会計期間」、「四半期決算」、「四半期財務諸表」、「四半期連結財務諸表」又は「四半期個別財務諸表」という用語（会計基準等の名称を除く）を「中間会計期間」、「中間決算」、「中間財務諸表」、「中間連結財務諸表」又は「中間個別財務諸表」という用語に**読み替える**



## 9. 今後の基準開発の方向性

## 9. 今後の基準開発の方向性①

- 
 特定事業会社以外の上場会社等に適用されることが想定される会計基準等は、次のとおりである（取引所規則については、2023年12月18日に東京証券取引所から公表された「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」及び参考資料を参照している）

	第1四半期	中間	第3四半期
金融商品取引法		半期報告書	
取引所規則	四半期決算短信	四半期決算短信	四半期決算短信
企業が適用する会計基準等	四半期会計基準等	中間会計基準等*1	四半期会計基準等

適用される会計基準等が異なることが想定される

\*1 本公開草案が確定した後の会計基準等

## 9. 今後の基準開発の方向性②

- ❖ 企業の報告頻度（中間又は四半期）が異なることにより生じる中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いの差異を解消するため、両会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等（以下「（仮称）期中会計基準等」）を開発し、取扱いを統一することを提案している
- ❖ 取扱いを統一する方法には複数の方法が考えられるが、国際的な会計基準における IAS 第 34 号「期中財務報告」においては、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとすることが原則とされており、この原則を採用することを提案している
- ❖ 上記の方法によった場合には、本公開草案で経過措置を設けている次の4つの会計処理の取扱いの変更を検討することが考えられる

### 本公開草案で経過措置を設けている項目

- (1) 有価証券の減損処理に係る中間切放し法
- (2) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法
- (3) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理
- (4) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

## 9. 今後の基準開発の方向性③

### 統合後のイメージ

	第1四半期	中間	第3四半期
金融商品取引法		半期報告書	
取引所規則	四半期決算短信	四半期決算短信	四半期決算短信
企業が適用する会計基準等	四半期会計基準等	中間会計基準等	四半期会計基準等

適用される会計基準等が異なることが想定される

会計基準等  
の統合  
を提案

	第1四半期	中間	第3四半期
金融商品取引法		半期報告書	
取引所規則	四半期決算短信	四半期決算短信	四半期決算短信
企業が適用する会計基準等	(仮称) 期中会計基準等		



ご清聴ありがとうございました